



報道資料

平成29年7月6日

1 件 名 萩ジオパーク構想推進協議会への協議会委員としての参画について

2 内 容

萩ジオパーク構想推進協議会（会長 萩市長 藤道健二）において、平成29年7月6日（木）開催の臨時総会で規約を改正し、協議会委員（総会において議決権を有する会員）に新たに本市を含む下記の者を追加されましたのでお知らせします。

今後、各自治体等が連携し、住民主体のジオパーク活動を支援することで、萩ジオパーク構想の一層の推進を図ってまいります。

記

1. 新たに加盟した3団体

山口市、阿武町、NPOあとう

※ なお、本市は阿武町とともに、これまでオブザーバーとして萩ジオパーク構想推進協議会に参加していました。NPOあとうは、山口市阿東地域のジオパーク活動団体です。

2. 参考

萩ジオパーク構想推進協議会の構成団体

全23団体

※ 萩ジオパーク構想推進協議会の規約については別紙のとおり

3 問い合わせ ふるさと創生部 観光交流課 （担当：河村）
TEL 083-934-2810

萩ジオパーク構想推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、萩ジオパーク構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大地の遺産の保護保全並びに教育及び地域振興における活用を図るジオパーク活動を推進することで、地域が活性化し、潤う仕組みをつくり、もって持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 萩ジオパーク構想に係る教育及び普及に関する事業
- (2) 萩ジオパーク構想に基づく地域振興に関する事業
- (3) ジオサイト（地質遺産又は地質遺産に関連する自然遺産、文化遺産その他の価値あるもののが存在し、萩ジオパーク構想の見所となる場所をいう。）の維持、保全、調査又は研究に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するため必要と認められる事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する団体及び個人で構成する。

2 会員の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会委員 会員のうち、別表に掲げるもの（団体にあっては当該団体から推薦のあった者とする。）、第5条の役員並びに第11条第2項の部会長及び副部会長をいう。
- (2) 部会員 会員のうち、部会に参加し協議会の事業を推進する意思を示したものをいう。
- (3) 一般会員 会員のうち、前2号に掲げる以外のものをいう。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名以内

2 会長は、萩市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計及び業務の執行について監査する。

(学術顧問)

第7条 協議会に学術顧問を置くことができる。

- 2 学術顧問は、会長が委嘱する。
- 3 学術顧問は、専門的知識により協議会の活動を支援する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合における後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織等)

第9条 協議会の組織は、総会、次に掲げる部会及び事務局で構成する。

- (1) 教育・普及部会
 - (2) 地域振興部会
 - (3) 保全部会
- 2 会長は、必要に応じ協議会にプロジェクトチームを設置することができる。
 - 3 会長は、必要に応じ地域振興部会に地域ごとの会議を設置することができる。
 - 4 会長は、必要に応じ事務的な調整を円滑に実施するため、幹事会を設置することができる。

(総会)

第10条 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的な事項を決定する。

- 2 会長は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、協議会委員の過半数の出席（委任状を含む。）がなければ成立しない。
- 5 総会の議決権は、協議会委員1名につき1個とする。
- 6 議事は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
 - (4) その他重要と認められる事項
- 8 会長は、必要があると認めるときは、学術顧問その他の者を総会へ出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第11条 部会は、総会における決定事項に基づき協議会の事業を推進する。

- 2 部会に次の役員を置く。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
- 3 部会の役員は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長は会議の議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局等)

第12条 協議会の事務を処理するため、萩市まちじゅう博物館推進部ジオパーク推進課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

3 萩ジオパーク構想の構築及び協議会の運営に関し必要な助言及び提言を求めるため、戦略顧問を置く。

(会計)

第13条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成27年4月30日から施行する。

2 設立総会については、第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、第10条第4項から第6項中「協議会委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月6日から施行する。

別表

阿武町	萩市観光協会
あぶらんど萩農業協同組合	萩市教育委員会
NPOあとう	はぎ時事新聞
NPO萩観光ガイド協会	萩市小学校長会
NPO萩まちじゅう博物館	萩市中学校長会
至誠館大学	萩商工会議所
須佐おもてなし協会	萩ものしり修士・博士の会世話人会
萩・阿西商工会	萩ユネスコ協会
萩阿武商工会	山口県
萩温泉旅館協同組合	山口県漁業協同組合
萩ケーブルネットワーク株式会社	山口市
萩市	

(敬称略、五十音順)